

議案第81号

大阪市美術品等取得基金条例を廃止する条例案

大阪市美術品等取得基金条例（平成元年大阪市条例第9号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年2月25日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

美術品等取得基金を廃止するため、条例を廃止する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参考)

大阪市美術品等取得基金条例

(設置)

第1条 美術品その他美術に関する資料の取得に要する資金に充てるため、大阪市美術品等取得基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第2条 基金の額は、3,000,000,000円とする。

(施行の細目)

第3条 基金の管理その他この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。